

令和 6 年第 2 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 6 年 9 月 1 7 日

与 論 町 議 会

令和6年第2回与論町議会臨時会会議録

令和6年9月17日（火曜日）午前8時59分開会

1 議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の決定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第1 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第5号））

追加日程第8 同意第3号 与論町監査委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵君

2番 川内恵司君

3番 吉田勉君

4番 吉田剛君

5番 原栄徳君

6番 遠山勝也君

7番 高田豊繁君

8番 大田英勝君

9番 林敏治君

10番 沖野一雄君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（4人）

町長 田畑克夫君

副町長 山下哲博君

教育長 中山義和君

総務企画課長 龍野勝志君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林健太郎君

書記 谷山智美君

開会 午前9時00分

○
○議会議事局長（林 健太郎君） 議会議事局長の林です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の大田英勝議員を紹介します。

○臨時議長（大田英勝君） ただいま紹介されました大田英勝です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いします。

○臨時議長（大田英勝君） ただいまから、令和6年第2回与論町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

○
日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（大田英勝君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

○
日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大田英勝君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○臨時議長（大田英勝君） お諮りします。

指名の方法については、池田理恵君が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。したがって、池田理恵君が指名することに決定しました。

池田理恵君。

○1番（池田理恵君） 議長に沖野一雄君を指名します。

○臨時議長（大田英勝君） お諮りします。ただいま、池田理恵君が指名しました沖野一雄君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました沖野一雄君が議長に当選されました。

○臨時議長（大田英勝君） ただいま、議長に当選された沖野一雄君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○臨時議長（大田英勝君） 当選人の発言を求めます。沖野一雄君。

○議長（沖野一雄君） 告知をいただいて、ありがとうございます。謹んでお受けしたい
と思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） それでは、議長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
ただいま、栄えある与論町議会議長に私を御選任賜り、先輩議員や同僚、新しい後輩
議員の皆様はもとより、関係者全ての皆様方に心から感謝を申し上げます。また、私
の身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いで
す。この上は、町民の皆様の負託に応えるべく、議員各位の御理解と御協力を得なが
ら、円滑な議会運営と議会活動の更なる活性化に全力で取り組んでまいる所存でござ
います。申すまでもなく、町長をトップとする行政執行部と私達議会との関係は、い
わゆる二代表制のもとに、共に切磋琢磨しながら町民の福祉向上及び社会生活をよ
り良くするための施策、事業等を適時適切に進めていくことが基本であります。この
ことから、私達の議会におきましても田畑町長及び執行部との実のあるしっかりとし
た議論を重ねながら山積する難しい施策課題の解決に向けて、私が議会活動の先頭に
立って積極果敢な取り組みをリードしていく決意と覚悟でございます。どうぞ今後と
も、皆様方の温かい御支援ならびに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し
上げまして、就任の御挨拶といたします。

令和6年9月17日、与論町議会議長沖野一雄。

○臨時議長（大田英勝君） 沖野議長、議長席にお着き願います。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄君） 本日のこれからの日程は、お手元に配りました追加議事日程のと
おりです。

----- ○ -----

追加日程第1 議席の指定

○議長（沖野一雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のと
おり指定します。

----- ○ -----

追加日程第2 会議録署署名議員の指名

○議長（沖野一雄君） 日程第2、会議録署署名議員の指名を行います。

会議録署署名議員は、1番池田理恵君、5番原 栄徳君を指名します。

----- ○ -----

追加日程第3 会期決定の件

○議長（沖野一雄君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日 1 日に決定しました。

----- ○ -----

追加日程第 4 副議長の選挙

○議長（沖野一雄君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によっ
て、指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（沖野一雄君） お諮りします。
指名の方法については、吉田 剛君が指名することに決定しました。

○議長（沖野一雄君） 吉田 剛君。

○4 番（吉田 剛君） 副議長に、林 敏治君を指名します。

○議長（沖野一雄君） お諮りします。
ただいま、吉田 剛君が指名しました林 敏治君を副議長の当選人と定めることに
御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました、林 敏治君が副議長に当選されました。

○議長（沖野一雄君） ただいま副議長に当選された林 敏治君が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（沖野一雄君） 当選人の発言を求めます。林 敏治君。

○副議長（林 敏治君） ただいま、副議長の推薦をいただき、誠にありがとうございます。
議長を支えながら、議員各位の融和と親睦を深め、議会運営の活動ができるよ
う頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

----- ○ -----

追加日程第 5 常任委員の選任

○議長（沖野一雄君） 日程第 5、常任委員の選任を行います。
お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によっ
て、池田理恵君、吉田 剛君、高田豊繁君、大田英勝君、沖野一雄君の 5 人を総務厚
生文教常任委員に、吉田 勉君、川内恵司君、原 栄徳君、遠山勝也君、林 敏治君
の 5 人を環境経済建設常任委員に、吉田 勉君、川内恵司君、吉田 剛君、遠山勝也
君、大田英勝君の 5 人を広報常任委員に、指名したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しまし
た。
これから各常任委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。
暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午前 9 時 13 分

再開 午前 9 時 13 分

----- ○ -----
○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び、副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生文教常任委員長に高田豊繁君、同副委員長に吉田 剛君、環境経済建設常任委員長に原 栄徳君、同副委員長に吉田 勉君、広報常任委員長に大田英勝君、同副委員長に吉田 剛君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

----- ○ -----
追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（沖野一雄君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、吉田 勉君、原 栄徳君、高田豊繁君、大田英勝君、林 敏治君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから委員長、副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午前9時15分

再開 午前9時15分

----- ○ -----
○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に、高田豊繁君、副委員長に吉田 勉君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午前9時15分

再開 午前9時15分

----- ○ -----
○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに行いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員選挙を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに行うことに決定しました。

----- ○ -----

追加日程第1 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（沖野一雄君） 追加日程第1、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に、川内恵司君、原 栄徳君、高田豊繁君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました川内恵司君、原 栄徳君、高田豊繁君を沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川内恵司君、原 栄徳君、高田豊繁君が沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

----- ○ -----

休憩 午前9時17分

再開 午前9時18分

----- ○ -----

追加日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第5号))

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第5号））について、提案理由を申し上げます。

物価高騰対策緊急支援金に係る事業経費等を令和6年度与論町一般会計補正予算第5号として専決処分いたしました。

歳入としまして、重点支援地方交付金5,721万円を追加しております。

次に歳出としまして、物価高騰対策緊急支援給付金5,721万円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ5,721万円を追加し、一般会計予算総額53億5202万7000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、原 栄徳君。

○5番（原 栄徳君） 扶助費として9550万円、新たな非課税世帯、そして均等割りのみ課税世帯6450万円について、これは国の施策の10万円を支給するという事で理解してよろしいですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） はい、お答え致します。おっしゃるとおり、国の施策として日本円が安くなったということで、いろいろな輸入品が物価高騰していることに対する国の施策ということでございます。1世帯あたり10万円を支給するという事で、さらに18歳以下の子供一人あたり5万円を加算するというような内容の物価高騰対策重点支援交付金ということでございます。住民税が非課税、または住民税均等割りのみ課税になった世帯が対象ということでございます。それから下のほうに調整給付金というものがありますが、これが定額減税というものが、非常に国のほうの施策としていろいろ話題になったものでございますが、定額減税で所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円で合計4万円を減税するという事でありますが、その減税しきれなかったものに対して調整給付金ということで、国のほうからその分を給付するというような形の予算でございます。それが4121万円ということでございます。以上です。

○5番（原 栄徳君） 調整給付金が4121万円あるわけですがけれども、現在どういう使い道をするか決まっているのか、そういったことについてお答えをいただきたいです。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） この調整給付金というのは、所得のある人は合計4万円を所得税とか、そういったところから引いていくのですが、その所得が引くまでに達していない方々について、国のほうから町を通してその分を給付するという形なので、その使い道というわけではなくて、町民の方々が減税されるという意味なので、所得のある人はもとも月々の所得税とか住民税が減税されるのですが、そこから4万円を減税しないで、そのままプラスということになるのですが、所得の低い方々、4万円が引けない方々については、その分を国から給付するという形でございます。

○議長（沖野一雄君） 5番、原 栄徳君。

○5番（原 栄徳君） ということは、町民に支給するということではなくて与論町自体がその分を保持しておくというこの理解で良いのですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 与論町自体が保持するといいますか、4万円をもともと税金が定額減税ということで税金がこれまで4万円引かれていたものが減税されて、4万円引かれないですよということのメリットですね。ということなのですが所得が低くて減税できない方についての調整給付金なので、減税できない方についてはその分を国を通して町が4万円を給付するという形でございます。

○議長（沖野一雄君） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第5号))を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第5号))は、承認することに決定しました。

----- ○ -----

追加日程第8 同意第3号 与論町監査委員の選任について

○議長（沖野一雄君） 日程第8、同意第3号、与論町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、遠山勝也君の退場を求めます。

○議長（沖野一雄君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第3号、与論町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、与論町大字茶花93番地、遠山勝也氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

したがって、同意第3号、与論町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号、与論町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

遠山勝也君の入場を求めます。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前9時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 池田理恵

与論町議会議員 原 栄徳